登記基準点測量作業規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、不動産にかかわる国民の権利の保全を図るため、不動産の表示に関する登記制度の基礎的データの整備に必要な登記基準点の測量について、その作業方法等を定めることにより、必要な精度を確保すること等を目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語並びにその定義は、登記基準点認定規程第2条及び次に定めるところによるものとする。

登記基準点測量 既知点に基づき、登記基準点の位置を定める作業をいう。

(登記基準点測量の作業及び区分)

- 第3条 登記基準点測量の作業は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 資料収集及び現地踏査
 - (2) 登記基準点測量
- 2 登記基準点測量は,既知点の種類,既知点間の距離及び新点間の距離に応じて,1級 登記基準点測量,2級登記基準点測量,3級登記基準点測量及び4級登記基準点測量に 区分する。
- 3 1級登記基準点測量により設置される基準点を1級登記基準点,2級登記基準点測量により設置される基準点を2級登記基準点,3級登記基準点測量により設置される基準点を3級登記基準点及び4級登記基準点測量により設置される基準点を4級登記基準点という。

(計量単位)

第4条 登記基準点測量における計量単位は、計量法(平成4年法律第51号)第8条第1 項に規定する法定計量単位(同法附則第3条及び第4条の規定により法定計量単位とみ なされる計量単位を含む。)によるものとする。

(作業計画の作成)

第5条 調査士等は、必要に応じて作業着手前に、作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を作成するものとする。

第2章 資料収集及び現地踏査

(資料の収集)

- 第6条 調査士等は、登記基準点測量に関連する資料の収集を行うものとする。
- 2 資料収集は、計画的、かつ、効率的に実施するものとし、後続作業を勘案して取りまとめるものとする。

(現地踏査の実施)

第7条 現地踏査は、前条の規定により収集した資料に基づき、第9条各号に掲げる基準点等 及び登記基準点の状況について、現地において調査するものとする。

第3章 登記基準点測量

第1節 総則

(登記基準点測量の方式)

- **第8条** 登記基準点測量は、次の方式により行うものとする。ただし、他の方式により精度 が確認できる場合は、この限りでない。
 - (1) 結合多角方式
 - (2) 単路線方式

(測量の基礎とする点)

- 第9条 登記基準点測量は、次の各号のいずれかに掲げる基準点(以下「基準点等」という。)を基礎として行わなければならない。
 - (1) 不動産登記規則第10条第3項に規定する基本三角点等
 - (2) 測量法第41条第1項の規定により審査され、十分な精度を有すると認められた測量成果である基準点(前号に掲げるものを除く。)
 - (3) 認定登記基準点

(位置及び方向角の表示の方法)

- 第10条 登記基準点の位置は、国土調査法施行令(昭和27年政令第59号。以下「令」という。)別表第1に掲げる平面直角座標系(以下「座標系」という。)による平面直角座標値(以下「座標値」という。)及び測量法施行令(昭和24年政令第322号)第2条第2項に規定する日本水準原点を基準とする高さ(以下「標高」という。)で表すものとする。
- 2 方向角は、当該地点が属する座標系のX軸に平行な当該地点を通る軸の正の方向を基準とし、右回りに表示するものとする。

(登記基準点の配置)

第11条 登記基準点は,登記基準点測量を行う地域における基準点等の配置を考慮し,適切な密度をもって配置するものとする。

(点検・検査)

第12条 調査士等は、当該測量が誤りなく、かつ、別に定める誤差の限度内の精度を保って行われるように、常に各種の方法によって点検又は検査を行わなければならない。

(記録等の保管)

- 第13条 調査士等は、測量の観測、計算等の測量記録を作成し、当該測量の結果である測量成果とともに保管しなければならない。
- 2 永久標識又は一時標識の敷地の所有者等からの使用権の取得等に関する書類は、保管しなければならない。

第2節 登記基準点測量

(登記基準点の選定)

第14条 登記基準点は、後続作業における利用等を考慮し、標識の保存が確実である位置 に選定するものとする。

(選点図)

第15条 登記基準点及び路線の選定の結果は、登記基準点選点図に取りまとめるものとする。

(標識)

- **第16条** 新点の位置には原則として標識を設置し、その保全及び管理のための適切な措置 を講ずるものとする。
- 2 前項の標識を設置する場合には、当該標識を設置する土地の所有者又は管理者の承諾を得るものとする。
- 3 設置した標識については、点の記を作成するものとする。

(観測. 測定. 計算及び成果)

- 第17条 登記基準点における観測及び測定は、地図及び簿冊に別に定める限度以上の誤差 が生じないように行うものとする。
- 2 登記基準点の座標値及び標高は、前項の観測及び測定の結果に基づいて求めるものとし、その結果は、登記基準点網図及び登記基準点測量成果簿に取りまとめるものとする。 (準用)
- 第18条 この規程に具体的な定めのない観測方法については、国土交通省公共測量作業規程を準用する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。